



平成30年1月12日

各位

会社名 株式会社東栄リーファーライン  
代表者名 代表取締役社長 河合 弘文  
(コード番号: 9133 JASDAQ)  
問い合わせ先 総務部部長 芝田 圭司  
(TEL. 03-5476-2085)

### 株式会社オーシャンによる当社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社オーシャン（以下「公開買付者」といいます。）が平成29年11月9日から実施しておりました当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成30年1月11日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について添付のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

（添付資料）

平成30年1月12日付「株式会社東栄リーファーライン株券（証券コード：9133）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以上

平成 30 年 1 月 12 日

各 位

会社名 株式会社オーシャン  
代表者名 代表取締役 河合 弘文

## 株式会社東栄リーファーライン株券（証券コード：9133）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社オーシャン（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 29 年 11 月 8 日開催の取締役会において、株式会社東栄リーファーライン（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。） JASDAQ（スタンダード）市場、証券コード：9133、以下「対象者」といいます。）の株券等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 29 年 11 月 9 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 30 年 1 月 11 日をもって終了いたしましたので、その結果についてお知らせいたします。

### 1. 買付け等の概要

#### （1）公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社オーシャン  
所在地 東京都港区芝三丁目 5 番 5 号

#### （2）対象者の名称

株式会社東栄リーファーライン

#### （3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式（以下「対象者株式」といいます。）

#### （4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,535,242 株	3,689,400 株	—

（注 1） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,689,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,689,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数（5,535,242株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,050,000株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(514,757株)、公開買付者が所有する対象者株式数(1株)を控除した株式数です。

（注 3） 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成29年11月9日(木曜日)から平成30年1月11日(木曜日)まで(40営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金600円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,689,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(2,520,429株)が買付予定数の下限(3,689,400株)に満たなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成30年1月12日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	2,520,429株	－株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券 ( )	－株	－株
株券等預託証券 ( )	－株	－株
合 計	2,520,429株	－株
(潜在株券等の数の合計)	－	(－株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
------------------------------	----	--------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,763 個	(買付け等前における株券等所有割合 3.19%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,763 個	(買付け等後における株券等所有割合 3.19%)
対象者の総株主の議決権の数	55,338 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成29年11月13日に提出した第59第2四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数です。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

該当事項はありません。

② 決済の開始日

該当事項はありません。

③ 決済の方法

該当事項はありません。

④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、平成30年1月19日(金曜日)に、応募が行われた直前の記録に戻す(公開買付代理人の証券取引口座に記録する。)ことにより返還します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

該当事項はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社オーシャン 東京都港区芝三丁目5番5号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上